

詐欺被害防止に向けた取り組みの強化について

新潟県信用組合（理事長：長谷川 了）は、新潟県警察並びに新潟県信用組合協会と協力し、詐欺によってお客さまが当組合窓口で多額の現金を払い出しする被害を防止する取り組みをさらに強化いたします。

お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

1. 詐欺被害防止に向けた取り組み

・現在、多額の現金払い出しや多額のお振り込みをされる場合、お客さまにお取り引きの内容を確認するなど、詐欺被害を防ぐための取り組みを行っています。

・今後は、ご高齢のお客さまの詐欺被害防止に向けた取り組みを更に強化するため、当組合窓口における多額の現金の払い出しの際は、以下のとおり対応いたします。

- ① 70歳以上のお客さまが200万円以上の現金の払い出しをされる場合は、お支払いの目的をお伺いすると共に、「お振り込み」や「記名式線引預金小切手」(※)によるお支払いをご案内します。
- ② やむを得ず現金での払い出しをご希望される場合は、原則として（明らかに詐欺被害の恐れのない場合を除く）、当組合は警察に連絡します。なお、警察官から改めてお客さまにお取り引きの内容を確認させていただき、警察が認めた場合に限りお客さまに現金をお支払いします。
- ③ なお、このほかのお取り引きにおいても詐欺被害の恐れがあると当組合が判断した場合には、警察に連絡し、お客さまのお取り引きの内容を確認させていただきます。

2. 取組開始日

平成26年7月28日（月）

(※) 記名式線引預金小切手

- ・「預金小切手」とは、お客さまから事前に当組合にお金を払い込んでいただき、その預かった金額で当組合が発行する小切手です。当組合が支払人となっているため、受けとられた方は確実にお金を受け取ることができることから、高額な支払いの際に利用されています。
- ・「記名式」とは、受取人の名前を小切手に記載する方法で、記名された受取人だけが支払いを受けることができます。このため、不正に小切手を取得した者への支払いの可能性が非常に低くなります。
- ・「線引」とは、小切手の支払いを受けて現金を受け取ることができる方を、金融機関とお取り引きがあるお客さまに限るものです。従って、小切手が誰に支払いされたかが明確になることから、不正な行為の防止に役立ちます。

以上

【本件についてのお問い合わせ先】

新潟県信用組合

事務部 星野

電話 025(234)2663